

建設業者監督処分簿

1 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	株式会社クリケン	代表者氏名	木須 広文
主たる営業所の所在地	広島市西区南観音7-14-20		
許可番号	広島県知事許可 (般-27)第7762号	許可を受けている 建設業の種類 (※「_」は特定)	土木工事業, 建築工事業, 大工工事業, とび・土工 工事業, 石工事業, 鉄筋 工事業, 舗装工事業, しゅ んせつ工事業, 水道施設 工事業

2 処分に関する事項

処分年月日	令和2年2月3日	処分を行った者	広島県知事
根拠法令	建設業法第28条第1項(同条第1項第3号該当)		
処分の内容 建設業法第28条第1項に基づく指示 (1) 今回の違反行為の再発を防止するために必要な措置を講じるとともに, 建設業法, 労働安全衛生法及び関係法令を順守すること。 (2) 前記に基づき講じた措置について, 令和2年3月3日までに文書で報告すること。			
処分の原因となった事実	労働安全衛生法違反 株式会社クリケンは, 平成30年5月22日, 広島市内の新築工事現場における仮設工事において, 切り梁解体用ワイヤー取付け作業を行わせるに際し, 墜落により労働者に危険を及ぼすおそれがあったのに, 足場を組み立てる等の方法により作業床を設けず, 危険を防止するために必要な措置を講じずに作業を行わせた。 このことにより, 同社及び同社の現場責任者は, 広島簡易裁判所から労働安全衛生法違反により罰金20万円の略式命令を受け, 令和元年12月10日にその刑が確定した。 このことが, 建設業法第28条第1項第3号に該当すると認められる。		
その他参考となる事項			